

- ① 原発事故当時、南相馬市の病院に誤嚥性肺炎で入院していた高齢者が、原発事故により病院で不衛生な状況に置かれ、さらに転院のために長距離移動を余儀なくされたことから、肺炎が悪化して平成23年5月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人に死亡慰謝料800万円が賠償された事例。
- ② 避難を余儀なくされたため津波にさらわれた親族（X1の妻・X2の母）を捜索できなかったことによる損害について、申立人それぞれに各60万円が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2（以下、両者を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 1 損害

##### （1）被相続人Aに関するもの

ア	生命身体的損害（入通院慰謝料）	金505,000円
イ	生命身体的損害（入院雑費）	金45,750円
ウ	生命身体的損害（診断書取得費）	金16,800円
エ	生命身体的損害（死亡逸失利益）	金1,515,324円
オ	生命身体的損害（死亡慰謝料）	金8,000,000円
カ	生命身体的損害（葬儀費用）	金44,900円
キ	生命身体的損害（葬儀宿泊費）	金70,000円
ク	生命身体的損害（見舞・葬儀交通費）	金36,000円
ケ	精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	金480,000円

##### （2）申立人ら固有のもの

コ	精神的損害（遺体捜索不能による損害）	各金600,000円
---	--------------------	------------

（3）	弁護士費用	金357,413円
-----	-------	-----------

#### 2 期間

##### （1）上記ア・イについて

自 平成23年 3月〇〇日  
至 平成23年 5月〇〇日

(2) 上記キについて

自 平成23年 5月〇〇日

至 平成23年 5月〇〇日

(3) 上記クについて

自 平成23年 4月〇〇日

至 平成23年 5月〇〇日

(4) 上記ケについて

自 平成23年 3月11日

至 平成23年 5月 末日

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金12,271,187円の支払義務があることを認める。

## 第3 表明及び保証

(1) 申立人らは、被申立人に対し、下記事項を表明して保証する。

### 記

東日本大震災発生当時、亡Bと次の①②の関係にあった親族は、申立人ら及び申立外請求権者C以外には存在しないこと。

① 1親等の血族及び配偶者（内縁関係含む）

② 上記以外の同居の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）

(2) 申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

① 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年5月〇日に死亡し、申立人X1が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと

② 申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

## 第4 支払方法

（省略）

## 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

ただし、第1項ア、エ、オ、ケ及びコ記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを相互に確認する。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月18日

（仲介委員 増山 宏）